

## 令和7年度第7回二宮町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年10月27日（月）午前9時30分から

2 開催場所 二宮町町民センター2Aクラブ室

3 出席委員

1番	野 谷 和 雄	7番	水 島 寿 德
2番	松 崎 博	8番	内 山 昌 代
3番	関 山 美智子	10番	井 上 昌 之
4番	小 林 茂	11番	中 村 隆 一
5番	香 坂 政 博	12番	橘 川 均
6番	野 谷 茂		

4 欠席委員

9番 鈴 木 透

5 事務局職員出席者

事務局長	小 宮 正 翳
副 主 幹	剣 持 貴 宏
主任主事	井 上 大 地

6 傍聴者 なし

7 議事録署名人

5番 香 坂 政 博 6番 野 谷 茂

8 報告事項

- (1) 農地法第3条の3の規定による届出について
- (2) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- (3) 農地法第5条第1項第6号の適用を受ける買受適格証明願について

9 議 案

第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案  
について

## 会議の状況

### 【議長】

皆さんおはようございます。今日はこの後に最後の農地パトロールがありますので、早速始めさせていただきます。よろしくお願ひします。

それでは令和7年度、第7回の総会を開催いたします。

本日の出席委員は11名です。定足数に達しておりますので、ただいまより農業委員会総会を開催いたします。

日程第2の議事録署名委員の指名についてです。第7回総会の議事録署名委員につきましては、5番香坂委員、6番野谷茂委員にお願いします。

続きまして、日程第3の報告事項に入ります。事務局より報告事項の朗読及び説明をお願いします。

### 【事務局】

#### — 報告事項（1）朗読 —

それでは説明いたします。

農地の所有権を取得する場合は農業委員会の許可が必要となります、相続による場合は許可の必要はなく、届出を提出していただければよいことになっております。

はじめにNo.1の農地は、農業委員会によるあっせん等の希望がございませんので資料に地図を添付しておりませんが、せせらぎ公園の西側の位置にある土地など、一色地区内で合計9筆となっており、相手方への届出の受理通知書については10月6日付で発行しております。

続いてNo.2の農地については、相続財産清算人より届出がされておりまして、地図1のとおり緑が丘運動公園の西側の位置にある土地で、中里地区内の合計2筆となっており、相手方への届出の受理通知書については、10月15日付で発行しております。

#### — 報告事項（2）朗読 —

それでは説明いたします。

農地を転用しようとする際は農業委員会を経由して県知事の許可を受ける必要がありますが、市街化区域内の農地を転用する場合は農業委員会に届け出ることで許可は不要となっておりまして、その際に農地の権利移動を伴わない転用が農地法第4条、権利移動を伴う転用が第5条による届出となります。

今回は市街化区域内での第4条の転用1件の届出を受理しております。

なお、土地の場所については、関係資料位置図の地図2をご覧ください。

こちらは釜野トンネルの北側の位置にある中里地区内の土地で、グループホームとして転用される目的での手続きとなり、相手方への届出の受理通知書については9月24日付で発行しております。

## — 報告事項（3）朗読 —

それでは説明いたします。

農地の競売や公売に参加して買い受けの申込を希望する際には、事前に買受適格者の証明を受けておく必要があります。

この証明は入札する際に添付書類として提出するもので、農地を取得する資格のない者が最高価買受申込人になることを未然に防ぐための措置となっております。

本件は、神奈川県と二宮町による農地の共同公売に参加するため買受適格証明書の交付を受けようとするものであり、土地の場所については関係資料位置図の地図3のとおり、山西地区の市街化区域内の農地となっております。

なお、取得された際は、宅地造成として転用される予定となっており、相手方への買受適格証明については9月25日付で発行しております。

報告事項については、以上でございます。

### 【委員】

ちょっとよろしいでしょうか。届出なので審議するわけではないのですが、報告事項（1）について、No. 1の残りの持分の方の届出はまだ出ていないのでしょうか。

### 【事務局】

こちらについては、相続人及び被相続人が持分2分の1ずつ共有で持っていたものと、相続人、被相続人及び相続人の親が共有で持っていたものとなります。

### 【委員】

では、残りの持分の方は生存しているということですね。分かりました。

続いてNo. 2ですが、今後はどうなるのですか。

### 【事務局】

相続財産清算人の方が購入希望者を探すなど、この財産を整理していくということになります。

なお、登記上の名義としては、亡 相続財産という名前になります。農業委員会としては権利移動について何か指摘するようなものではなく、名義が変わったことについての報告になります。

### 【委員】

続いて報告事項（3）について、先ほどの説明だと、県と二宮町が公売するにあたり適格者証明を発行したということですが、ただ、この土地は接道などあまりよい条件ではないと思いますが。

【事務局】

地図3をご覧いただいて、今回、農業委員会としてご説明しているのは、あくまでも農地だけの話になります。実際には北側の宅地部分と一体での公売となります。

【委員】

報告事項（1）のNo. 2について、今後は農地の管理依頼については相続財産清算人に伝えていくということでしょうか。

【事務局】

管理は相続財産清算人にしていただくことになります。

【議長】

よろしいでしょうか。報告事項であることから委員の皆様のご了承をお願いいたします。

続きまして、日程第4の議事に入ります。議案第8号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案について議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第8号朗読 —

【議長】

ありがとうございました。続きまして地元委員の現地確認報告をお願いします。

山西地区の報告について、野谷茂委員、よろしくお願いします。

【委員】

No. 1からNo. 7について報告いたします。

10月15日に借受予定者立会いのもと、山西・川勾地区農業委員2名及び事務局で対象農地を確認いたしました。

はじめにNo. 1からNo. 5の対象農地の場所は、山西の釜野・大谷戸・前八重久保、川勾の藏海道・宮ノ前に位置する農業振興地域及び農用地区域の農地9筆で、面積の合計は4, 812 m<sup>2</sup>です。

続いてNo. 6及びNo. 7の対象農地の場所は、同じく山西の釜野に位置する農用地区域の農地1筆で、面積は122 m<sup>2</sup>です。

借受予定者が耕作する農地はいずれも適切に耕作されており、営農計画などについて聞き取った結果、今後の効率的な農地利用が見込めるため特に問題はないと思われます。

皆さんよろしくお願ひいたします。

【議長】

ありがとうございました。

続きまして川匂地区の報告について、野谷副会長、よろしくお願ひします。

【委員】

No. 8について報告いたします。

10月15日に借受予定者立ち合いのもと、山西・川匂地区農業委員2名及び事務局で対象農地を確認いたしました。

対象農地の場所は、川匂の関ノ上に位置する農業振興地域の農地2筆で、面積の合計は1,790m<sup>2</sup>です。

借受予定者が耕作する農地はいずれも適切に耕作されており、営農計画などについて聞き取った結果、今後の効率的な農地利用が見込めるため特に問題はないと思われます。

以上です。

【議長】

ありがとうございました。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

議案第8号について補足説明いたします。

こちらは中間管理機構である神奈川県農業会議を利用した貸貸借となっており、地権者から中間管理機構、中間管理機構から借主への権利設定を一括で審議するものです。

それでは議案第8号関係資料をご覧ください。

はじめにNo. 1からNo. 4については地権者から中間管理機構へ農地を貸し付ける案件となっており、1ページから7ページに農地中間管理権の設定関係資料を添付しております。

No. 5については中間管理機構から借主へ農地を貸し付ける案件となっており、8ページから14ページに使用貸借による権利の設定関係資料を添付し、位置図を15ページから19ページに添付しております。

利用目的としては、現在、露地野菜や水稻を作付けしている農地の利用権を新たに3年間更新するものとなっております。

なお、法人が農地の貸借をする際の要件としては、一般要件のほかに、貸借契約に解除条件が付されていること、地域における適切な役割分担のもとに農業を行うこと、1人以上の法人役員等が農業に常時従事することが定められております。

続いてNo. 6については地権者から中間管理機構へ農地を貸し付ける案件となっており、20ページから23ページに農地中間管理権の設定関係資料を添付しております。

No. 7については中間管理機構から借主へ農地を貸し付ける案件となっており、24ページから28ページに賃借権による権利の設定関係資料を添付し、位置図を29ページに添付しております。

利用目的としては露地野菜を作付けする予定となっており、新規の申請となります。

最後にNo. 8については9月総会の報告事項でお知らせした利用権の解約を引き継ぐ形で、中間管理機構から借主へ農地を貸し付ける案件となっており、30ページから34ページに賃借権による権利の設定関係資料を添付し、位置図を35ページに添付しております。

利用目的としては露地野菜を作付けする予定となっており、新規の申請となります。

いずれも借主が耕作する農地については農地パトロール等で適正に管理・耕作されていることが確認出来ており、特段問題はないと思われます。

農用地利用集積計画の一般要件としては、町の基本構想における農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲等、総合的に判断することとなっております。

以上、ご審議のほどお願いいたします。

#### 【議長】

ありがとうございました。それでは質問・意見等がある方は举手をお願いします。

よろしいでしょうか。それではお諮りします。議案第8号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案について、「原案のとおり決定する」ことに賛成の委員の举手を求めます。

— 举手 —

举手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり決定する」こといたします。

本日の審議事項につきましては、すべて終了しましたので、総会を閉会いたします。

午前10時00分閉会